

## 新潟市宿泊事業者緊急支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、市内宿泊施設を営む事業者の事業継続を支援することにより、交流人口拡大による地域経済活性化に欠かさない社会基盤の機能保持を図ることを目的として、市内宿泊施設の事業継続に向けた緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付について、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む施設及び同法第2条第3項に規定する簡易宿所営業を営む施設
- (2) 定員 旅館業法第3条第1項の規定に基づき申請する、新潟市旅館業法施行細則（昭和55年新潟市規則第31号）別記様式第1号に記載される定員

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に宿泊施設を有する者のうち、旅館業法第3条第1項の規定に基づく営業の許可（以下「許可」という。）を受けている者とする。ただし、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

(交付要件)

第4条 支援金の交付は、交付対象者のうち次のいずれにも該当するものに対して行うものとする。

- (1) 令和3年10月4日時点で許可を受けている者
- (2) 申請時点で、市税の未納がない者又は徴収猶予を受けている者
- (3) 支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思がある者
- (4) 旅館業法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令に違反していない者
- (5) 新潟市バス・タクシー事業者緊急支援事業実施要綱（令和2年7月2日施行）又は新潟市旅行事業者緊急支援事業実施要綱（令和3年10月4日施行）の交付を受けない者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、一事業者当たり、宿泊施設の定員の合計数に応じ、別表に掲げる額とする。ただし、支援金の交付は一事業者につき1回までとし、次の各号に掲げる宿泊施設は対象外とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を営む宿泊施設

(2) 国、県、市町村、第三セクター又は指定管理者が所有、運営又は管理する宿泊施設

2 一事業者が市内において、2以上の宿泊施設を有する場合における支援金の額は、当該宿泊施設を合算した定員の合計数に応じた額とする。

(交付の申請)

第6条 第3条に規定する交付要件に該当し、支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に、新潟市宿泊事業者緊急支援事業支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、支援金の交付を決定する場合において、必要に応じ申請者の宿泊施設等の実地確認等を行うことができるものとする。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、前条に規定する支援金の交付又は不交付を決定したときは、速やかに支援金の交付決定額及びその他決定内容を新潟市宿泊事業者緊急支援事業支援金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に定めるもののほか、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が支援金を交付することを適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付決定の取り消しを受けた交付決定事業者は、既に支援金の交付を受けているときは、支援金返還命令書（様式第4号）に基づき、指定された期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか支援金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月4日から施行する。

(適用期限)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定により支援金の交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

宿泊施設の定員の合計数	支援金の額
1～19人	100,000円
20～49人	300,000円
50～99人	600,000円
100～199人	1,200,000円
200人以上	2,000,000円

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地  
名称  
代表者名  
（担当者名）  
連絡先

新潟市宿泊事業者緊急支援事業支援金交付申請書兼実績報告書

新潟市宿泊事業者緊急支援事業実施要綱第6条の規定に基づき、支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

記

1 交付申請・実績報告額 円

2 宿泊施設の定員合計数 人

3 申請対象宿泊施設名

市内宿泊施設名・住所	宿泊施設の定員数

※市内で複数の宿泊施設を運営している場合は、全ての宿泊施設を記載してください。

※定員数は、新潟市保健所に届出をし、許可を受けている数とします。

なお、当該書類がない場合は、新潟市保健所に届出ている定員数を照会します。

※記載欄の行が不足する場合は、適宜、行を増やしてください。

様式第 1 号（第二面） （第 6 条関係）

4 添付書類

- (1) 旅館業法に基づく旅館業の許可を受けたことが分かるものの写し
- (2) 宿泊施設の定員の合計数が分かるものの写し
- (3) 市税の納税証明書（未納がないことの証明）又は徴収猶予を受けている場合はその通知書
- (4) 振込先口座の情報が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 支援金の振込先口座

ふりがな										
口座名義										
振込先金融機関				預金種別	口座番号					
銀行	本店			普通預金						
金庫	支店			当座預金						
農協	出張所									

6 誓約事項

新潟市宿泊事業者緊急支援事業支援金の申請に関する次に掲げる事項について、すべて誓約します。

- ア 申請要件を全て満たしていること。
- イ 申請書および添付書類の記載事項及び証拠書類等の内容に虚偽がないこと。
- ウ 市が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- エ 市が本制度の範囲内において関係機関への届出や許可証などの確認のため、当該機関に照会することに同意すること。
- オ 本支援金を、新潟市内の宿泊施設の事業継続に向けた経費の一部として活用するものとし、今後も事業の継続に努めること。
- カ 新潟市宿泊事業者緊急支援事業実施要綱第 9 条により本支援金の返還を命ぜられた場合は、指定された期日までに遅滞なく返還すること。
- キ 今後、市が行う統計調査や観光滞在に関する P R 等の取組に協力すること。
- ク 新潟市暴力団排除条例(平成 2 4 年新潟市条例第 6 1 号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ケ 旅館業法、建築基準法、食品衛生法その他関係法令に違反していないこと。

年        月        日

法   人   名

(個人の場合は法人名省略)

代 表 者 名

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市宿泊事業者緊急支援事業支援金  
交付（不交付）決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった標記の支援金について、新潟市宿泊事業者緊急支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定及び確定したので通知します。

記

支援事業の名称	新潟市宿泊事業者緊急支援事業支援金
決定内容	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付
交付決定額及び確定額	円
不交付の理由	
特記事項	

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

新潟市長

支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した新潟市宿泊事業者緊急支援事業  
支援金については、次のとおり交付決定の取消をしましたので通知します。

記

1 支援事業の名称

新潟市宿泊事業者緊急支援事業支援金

2 交付決定額

円

3 交付決定取消額

円

4 取消理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

様

新潟市長

支援金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定を取り消した新潟市宿泊事業者緊急  
支援事業支援金については、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額

円

2 返還期限

年 月 日

3 返還理由